

まさらを 泣なく

辞めど きかんとはせで

あす来と 製りてゆきぬ

耻見て 生きんより

散虐 いさぎよかれと

花譽粟 さはに食べつ

といった忿怒のこもる作品ともなつていったと思われる。

そして又、戦場に於いて知につながる能力の必要、個人の、観照（觀相）という科学性の尊重を説いたという点は、西の「勅諭草稿」にもない主張であり、「勅諭」自体にも含まれていないということで、西、山縣への批判がここらにこめられていたということにはならないであろうか。

註1 「西周略年譜」『西周全集』第三巻 大外保利謙編 昭和56年10月

宗高書房

註2 同

註3 「解説」大久保利謙『西周全集』第三巻

註4 「軍人訓誠」は、山縣の意見により、徳行を云々する、西の考え方
は拒否されたと見る。

「正當なる命令を下す」

ことが出来る常住智を、教育の中で訓致しなければいけない。

「常住智は情操不動と相待ちて軍人の用をなすものなり」

とし、実質的には、強い智力というのか、意志力に似た精神力を軍人ば持つべきであると説くのである。

「三、徳の作用」では、寡慾、服従を冒頭に示し、

「寡慾は軍人の欠くべからざる性」

「服従は道徳上の責任より出ず」

とし、後者については、軍紀を守る、今の軍隊は「軍紀を以て存立す」とし、軍の組織に従うことも「徳」の一つとする。

又、軍人の德育については、

「評價の正當を期せざるべからず」

「完全なる世界觀を生ぜしめ國家の何物たるを知らしめざるべからず」

という。評価の正当ということは、もう一つ明らかではないが、少

し後の處で、

「評價上稍々高等なるものは名譽なり」

と記しているので、社会一般の評価の中で、正しいもの、名譽につ

ながるものを探らしめるということではないかと思われる。

次の完全なる世界觀、國家觀については、最初に挙げたように、

「其方針は畏き勅諭の有るあり」

と言っていることから、德育以前の教育内容として「軍人勅諭」を

認めていたということではあるが、これを裏返し、講演の中で特に

「智・情・徳」を挙げたということは、「勅諭」に欠落していた、心的内容を特に指摘したことになつてくるであろう。

そして、例を教師と生徒という、学校内のこととして、生徒に、「責任と良心とを発達せしめる」

とか、教師には範となるべき、

「情操と徳行」

が要るとしているのは、軍部内の一人として、表面的に「勅諭」を批判出来ぬため、例を別な「場」に置いて、「徳行」の必要を説いたと考えたい。

ここで、先の、西の「兵家徳行」と「軍人訓誠」との違い、西と山縣の思想的な違いを考え合せてみると、鷗外の考え方が西に近いものであつたことが判つて頂けるであろう。

そして、鷗外の危惧、「軍人勅諭」で徳行を重視していないといふ危惧が、古家子で見た日本軍の騎兵の行動としてあらわれたことから、『うた日記』の中の詩「醫粟人糞」と題した、

わが住む 室せばく

顔ばな 照れるかくさく

すべなく うたて見られぬ

紐は 黄
あたみ
袴朱

仇見るて だてに慣れて
みなご
たやすく見出でつ

「我國の稜威振はざることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ」

とか、

「朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは」

と述べたあと、

「一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの

誰かは國に報ゆる心なかるべき」

「忠節を存せざる軍隊は事に臨みて鳥合の衆に同かるべし」

「兵力の消長は是國運の盛衰」

と説き、天皇と國家と忠節を尽すという、非合理的の論を述べている。

『明治天皇紀』（第五）は、

「五ヶ條の訓諭中の『世論に或はず政治に拘らす』の二句の如きは、實に有朋の意見により修正する所なり」、

と記述する。この修正箇所は「忠節」の項に含まれており、ここには特に、山縣の意向が働いたと見ることが出来るのである。

この他の、西の「質直勤儉」は、「勅諭」では第五条の「質素」と略同じであり、西の「信義」と、「勅諭」の第四条の「信義」は、西の方が

「或は政道の是非、王統の争論、果ては家々の争などに興じ、近日は又主義の論党などもある如く、あたら惜むべき人も始に順逆を辨ぜざるより大なる禍害に遭ひて、名も身も共に朽ち果つるに至りし者は屈指にも暇あらず」

と述べた点を除いて、略同旨である。（この西の発言は、多分に自由主義運動を意識していたのであるが、「勅諭」では「世論に惑は

ず政治に拘らず」に集約された）

以上、西の「軍人勅諭草稿」と下賜の「軍人勅諭」とを較べた訳であるが、それは大まかには重なり、微細な個所で違いをもつていたと言うことが出来るのである。

（二）でもう一度、鷗外が明治三十三年七月に行つた講演「普通教育の軍人精神に及ぼす影響」を眺めてみたい。

この講演は、七月二十四日の賀古鶴所宛書簡の中、「心理学上より演説せしに気に入り近日又演説を頼まれ」と言つてゐるよう

に、普通学校の智育、情育、德育について述べ、そのあと、

「智情徳の三方面に於ける軍人精神の作用を述べたものである。先づ一の「智の作用」の中では、

「軍人は寫像の明瞭ならんことを要す」

と言い、軍人が智によつて戦闘の間に局面を見る観照の能力が必要であること、その局面は、時間空間を兼ね統ぶるもので、指揮者は、「急遽の間に能く之を湊合し」

計画を成就させる能力が必要であるとしている。

「二、の情の作用」も、智の必要を説くもので、情に溺れて、智が負けてしまわない、平常心が、指揮官としては必要であると説いている。先ず、

「軍人は情操不動ならんことを要す」

として、戦場が側に倒れ、血を流しているのを見ても、智によつて感動を抑え、

一、人として信義を守るは軍民の別無く人たるの常道なり
の四項目を挙げる。

これに対し、「勅諭」の方は、

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし

一軍人は禮義を正しくすべし

一軍人は武勇を尚ぶべし

一軍人は信義を重んすべし

一軍人は質素を旨とすべし

で、

「右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからず」

とするのである。

較べてみると、西は「秩序」を守れといった中に、「勅諭」の

「忠節」ということ、「禮義」を含めていた。

又、西の「膽勇」は、その説明の中に、

「武夫は勇氣を以て職業とする者なるほどに」という言葉ば見え

ること、「勅諭」の方の説明に、

「軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか」

とあることから、大粹で重なると見てよいであろう。しかし、西が

「武勇」ではなく「武德」の文字を用い、解説中に

「人の過悪に遇ふも法の許す所までは勘辨に勘辨を加へ、手悪き拳動あるべからず」

とか、

「平生人に接するには却りて仁愛慈惠を宗とし、世人の愛敬を受くるを要すべし」

と言つており、「徳」の文字に、先の「兵家徳行」の中で説いた「道徳」を尊重する意をこめ、「仁愛慈惠」の意をこめている点、先に述べた、「兵家徳行」と「軍人訓誠」の違いがここにもあらわされているということになつてこよう。

「勅諭」で改めて、独立した項目とされている「忠節」は、西の方では先に少し触れたように、「軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す」とした「秩序」の中に抱含させており、

「上下相和し 通体一致して國の王事に服役すること 總軍人が

が 被に対する忠節なれ」

となつてゐる。

西の思想の中に、天皇を尊崇するという考えはあつたと思われるが、山懸のように神格化したものでなかつたことは、先にも引用した、

「大元帥として總軍人の首領たれば」

とか、

「凡そ軍人たる者は、上に、朕を載きて首領となすより、下最下

等の兵卒に至るまで其間に官階等級ありて、貴賤相隸屬すで所有る

は勿論」「新任の者は必舊任の者の指揮に從ふを法とす」

という記述から覗えるところであり、天皇を組織の長と見る眼が、

服役||忠節という見解になつてきたようである。

これに対し、「勅諭」の方では、前文中で、

○ 西の草稿では、大伴、物部の他に、大倭を加えた「三氏」としている。

○ 勅諭では、「古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありて皇后皇太子の代」ことがあつたというところが、

○ 西の方は、

「古は親征ならざるも皇后皇太子代りて」

となつてゐる。

展開は中古（西）、中世（勅）から兵權が下に移り、兵馬の權は武士の棟梁たるものに歸し、政治の權も武士が掌握するようになつた。としたあと、「勅諭」では、

「世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら且は我國体に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき」

の文字が見え、「淺間しき次第」という感情的批判の言葉も付してゐる。

このあと、仁孝天皇、孝明天皇のこと、徳川慶喜が政權を兵權を返上したことを述べる。二者の間で違つてゐるのは、西が「二三大臣の朕を輔翼して此剛斷を取らしめたる所」としてゐるのは対し、「勅諭」では

「我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるが故」であるとする程度である。更に兵政の大權について、朕が皇統に帰するところで、中世以降のようなことがあつてはいけないというあ

たりには、大きな違いはない。

ところが、この次の個所で、西の方が、

「朕我が帝國日本海陸軍の大元帥として總軍人の首領たれば、是が為に官職尊卑の別無く、推並べて服從の義務を盡さしめん事を要するなり」、

という風に、服從を云々しているのに対し、「勅諭」の方は、

「朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき」

と、天皇と臣下の兵という無形の関係を、高圧的に述べるのである。そして、西が、軍人精神を後世に伝え、四方にひろげることも、日本の光榮を保つ基礎となるとして、

「我が帝國軍人の精神も之を後世に伝へ、を四方に播するも永く光榮を保つの基礎たるに至るべし」、

と控え目に述べるのに対し、

「汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さば我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし」

と、華麗、誇大に書き改められている。

条文として軍人精神が列記されてゆくのは、この文の後で、西の方は、

一、軍人第一の精神は秩序を素ること無きを要す
一、武徳の第一は膽勇なり
一、質直勤儉なるは武人の常習

- 「軍人ノ精神ハ何ヲ以テ之ヲ維持スト言ハ、忠實勇敢服從ノ三大約束ニ過キス、是軍人ノ精神ヲ維持スルニ三大元行」であるとし、
- 「苟モ忠實ナラスンハ何ヲ以テ我カ大元帥タル皇^上に對シ國家ニ報スル所アラン」
- 「苟モ勇敢ナラスンハ何ヲ以テ戰闘ニ臨ミ、危險ヲ冒シテ功名ヲ成サン」
- 「苟モ服從ヲ主トセサレハ、何ヲ以テ軍隊ヲ維持シテ三軍ヲシテ一身ノ如クナラシムルヲ得ン」
- の三つとし、
- 「是三ツノ者ハ一ヲ缺クモ軍人ノ精神ヲ失フ」としている。
- ここで、「兵家德行」の徳行、従命法、忠良易直と、「軍人訓誡草稿」の忠実、勇敢、服從を較べてみると、前者の徳行は後者にく、後者には新しく勇敢が加わっている。
- 忠良易直とは、西自身が、
- 「忠トマメニ良トオナシク易チスラリトシテ、直トスナヲナル」と説明しており、この性格にもとづいて事を行う場合に「忠実」ということになり、同意と解してよいと思われる。
- 又、「従命法」は、先に引用したように、天皇を頂点とした縦の関係、上下の秩序を重んずることで、この点も共通する。
- 新に加えられた「勇敢」は、戦場に於ける勇ましく、果断な行為をいい、これの必要は戦場、戦闘体験者の経験に立つ発言であり、武官山縣の維新の体験が、軍人に必須の精神として西に書かせたも

のである。

そして「軍人訓誡草稿」の方で省かれている「徳行」は、元来、儒学の倫理であり、儒学者であった西の教養が、人間としての軍人の守るべき要道を説かせたと思われるのであるが、

「古來ヨリ世上一般ニ言ヒ伝ヘモシ、聽キ伝ヘモシテ」「皆今日社会中ノ世論ニ存」する

とも言わせていたのである。

このように見てくると、「兵家德行」は西が抱いていた軍人精神を語ったものであり、「軍人訓誡草稿」は、山縣の見解によつて西が書き留めたのではないかという推理を成り立たせることが出来るのである。

〔軍人勅諭〕

西の「軍人勅諭草稿」は、明治十三年の稿本が残されている。この草稿と、明治十四年下賜の「軍人勅諭」を対比してゆくと、次のようになる。

先ず、軍人心得が条項として示されるまでの、主として兵制の歴史について述べた部分について記すと、

書き出しが、ともに、神武天皇自身が大伴、物部の兵を率てそれから二千五百年がたつたとするが、

○ 勅諭では、

「我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある」

く説いたのである。

そして、第三回目の講演の中では、

「一人若クハ數人ニテ云々ノ風尚を興サムト欲スト雖トモ、軍人一体ノ風尚ノ興ル道理アルコトナシ」

とし、日本に即した、高い軍人精神を持つ必要があるという主張に言及する。即ち、

「今日總テ學術法制等ヲ西洋諸國ニ模擬スルカ如キモノニ非ス、
仮令ハ普魯西軍人ノ風尚ハ云々ナリ、佛朗西ノ風尚ハ云々ナリト云
フトモ、我全陸軍ヲ拳テ其國ノ陸軍ノ風尚ニ化セシメント欲スルモ
豈得ヘケンヤ、且ツ風尚ハ云々ナリト云フトモ、我全陸軍ヲ拳テ其
國ノ陸軍ノ風尚ニ化セシメント欲スルモ豈得ヘケンヤ、且ツ風尚ハ
無形ノモノニシテ、唯氣風ノ中ニ存スルノミニテ、之ヲ伝習スルコ
ト學術ノ如キモノニ非ス」それ故に、「日本陸軍ハ日本固有ノ性習
ニ基ツカサルヲ得ス」(『兵家德行其三』『西周全集』卷三)

としている。

風尚というのは、「けだかきみさを」といった意味であるが、軍人の精神面でのあり方に、節度のある、高度の精神世界が必要であり、同時に、その精神世界が他の国々の模倣、学術や文物の分野で見られるような模倣ではなく、日本固有の性習に基づいたものでなければならぬと教えたのである。

そして、日本固有の性習の、

「忠良易直」

が軍隊に必要であると説くのであり、軍人たるものは、

「大元帥タル皇上ヲ奉戴シ」「上下ノ序ヲ嚴ニシテ、從命法ニ服セサル可カラサルナリ」

と述べ、軍隊中の上下関係を中心とする秩序に触れるのである。

この「兵家德行」とほぼ同時期の草稿で、西の手に成ったと見られてゐる文章に、「軍人訓戒草稿」というのがある。

「軍人訓誠」は明治十一年の十月十二日に、山縣有朋の名で陸軍一般に頒布されたものであるが、西の手による草稿が見つかつたこととで、西との深い関わりが明らかになつたのである。

この中でも、軍人精神の充実ということが説かれており、その点では、先の「兵家德行」と同旨である。引用すると、

「陸軍法制區畫ハ前モ云フカ如ク、頗ル緒ニ就キタリト雖トモ、是唯外形ニ關ハルノミニシテ、殊ニ其内部ノ精神ニ至リテハ發達猶未タシシキ」^{註3}「無ト謂フヘシ」、維新後十年の星霜を経たばかりで、「百事新設ニ屬スルヲ以テ未タ練熟ニ至ラサルノ廉多クハ且勿論ナリト雖トモ、就中^{三軍}精人ノ精神ニ至リテハ、未タ其萌芽ヲ見サル者アリ」と言い、別に、

「今我カ陸軍ハ」「長スルノ少年」のようなもので、「外形ノ強壯既ニ緒ニ就^{クセ}テ内部ノ精神未多充實ヲ見サルナリ」

と言うのである。

ここまででは先の「兵家德行」の求めるところと同旨であつたが、軍人精神そのものについては、「兵家德行」に於ては、

○ 德行、從命法、忠良易直

であったのに対し、「軍人訓誠草稿」では、

れてくる。

明治十一年の二月十九日から五月二十一日にかけて、偕行社内の燕喜会で陸軍将校を相手に行つた「兵家徳行」と題して行つた講演の中で、先ず、この内容が西洋書から引用したものでないことを言い、徳行について述べている。引用すると、

「此徳行ト云フ字義ハ一身ノ上ニ關ハルコトナレトモ、其由來スル所ハ道徳ト云フ字義ニ出ルコト明ナリ、此道徳ト云フモノハ平常律法ト相對シテ一身ヲ修ムルニモ、國天下ヲ治ムルニモ入用ナルモノナルコトハ皆人ノ知ル所ナリ」

と、人として生きる場合、個人にも、公人にも必要であることを説いたあと、軍人にも必要であるとして、

「今斯ニハ其道徳ト云フ考ヘノ兵家ノ上ニモ切要ナルコトヲ論セント欲ス」

と言つてゐる。これは、戦闘に従事する軍人にも道徳が極めて重要であることを強調したもので、以下、新しい国軍を創り上げてゆく中での必要な事柄として「徳行」を説くのである。

先ず、西は新しい軍隊組織の性格について、人間を機械のように用いること、すべてが規律によって運用されてゆくことを問題とする。

「角鬪」は、「人智一歩ヲ進ム時ハ」「機械ニ依ル考ヘノ出來タルナリ」「是ヨリ」「強ノ道理ニ本ツキテ漸次ニ精密ニ至リタルニ非サルコトナシ」、「是兵ハ器械仕掛けト云フ一ツノ考ヘノ漸次ニ精密ニ至リタルモノナリ」

は、軍隊の性格がメカニックになつたという見解で、このあと、

「然ルニ此器械仕掛けト云フハ器械ヲ用ウルコトナルニ、此外ニ猶一つノ器械仕掛けト云フ考ヘナリ、是器械ヲ用ウルコトヲ指スニ非スシテ、人ヲ器械ノ如ク用ウル考ヘナリ」

と言う。

これを「メカニズム」と呼び、「節制ノ兵」と訳している。

「此節制ト云フモノハ、如何ニシテ立ツモノナリヤ」「即一ハ規則、一ハ操練、此ニ事ヲ以テ節制ヲ立ルノ道トス」

と説明。

「所謂『メカニズム』ノ人ヲ器械ノ如ク用ウル節制ノ兵ハ此ニヨリ立ツコト明」か

で、維新以来の陸軍はこの方向で進んできた。

ところが、ここで節制の兵といふことが進んでいなかつた源平の昔、大将は、何によつて部下を率いて勝を制したのか。それは、

「本題ノ所謂兵家ノ徳行ト云フモノヲ以テ上下ノ心ヲ維持シタルナリ」「仁愛ヲ盡シテ下ヲ持チ、彼士卒ト難苦ヲ同」じくした。

今日、「節制ノ兵タルヲ以テ、事コトニ皆法則アレハ、兵家ノ徳行ハ入用ナラス」

という風に見えるが、実は、

「節制ノ法備ハリ、徳行ノ道立チ、車の兩輪」とすることで、日本陸軍を強くすることになると述べている。

陸軍の機械化、組織下の中でも、徳行、仁愛の必要であることを強

と、「ヰタ・セクスアリス」に記し、同じ作中で

「東先生は洋行がへりで、攝生のやかましい人で、盛に肉食をせられる外には、別に贅澤はせられない。只酒を隨分飲まれた。それも役所から歸つて、晩の十時か十一時まで翻譯などをせられて、其跡まで飲まれる。」

その生活と、女性關係について、

「奥さんは女丈夫である。今から思へば、当時の大官であれ位閨門のをさまつてゐた家は少なからう。」

「お父様は好い内に僕を置いて下すつたのである。」

という感想を記している。

実感として西に深く関わっていた鷗外が、東京大学を卒業し、陸軍軍医副で陸軍入りをするのは、明治十四年の十二月であり、「軍人勅諭」が下賜されたのが明治十五年一月であることから、西が関わっていたことを知っていたと否とを問わず、深い関心を寄せたことは間違いないことであろう。

（後の軍隊に於いて行われたような、強制的に記憶せしめられ、

行動に觸れるという関係ではなくて）

「軍人たらしむるには奈何なる德育をなすべきか 先づ評價の正

當を期せざるべからず 完全なる世界觀を生ぜしめ るを知らしめざるべからず 其方針は畏き勅諭の有るあり」

と、「普通教育の軍人精神に及ぼす影響」の中で言つております、

○世界觀

○國家觀

を習得させる内容と見ていたことがわかる。

この文章は、明治三十三年の七月二十六日から三十日まで、^{註2}福岡

日日新聞に掲載された講演筆録で、企救郡教育支部總会で七月十三日に講演は行われている。

明治政府が、新軍隊を創る際、國民皆兵を旨とし、新しい軍制度によつて、西欧諸国に対抗してゆこうとしたことは広く知られているところであるが、その際の「詔書」は次のようなものである。

「朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ丁壯ヲ募リ軍團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護 固ヨリ兵農ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始テ分レ遂ニ封建ノ治ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セザルベカラス今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ諭ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立ント欲ス汝百官有司厚ク朕力意ヲ体シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ

明治五年壬申十一月廿八日」

この「詔書」の中心は、先にも触れたように、「本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌」して軍隊組織を創り出すということであり、それによつて「國家保護」の基礎を定めるということであるが、その精神面には言及していない。

しかし、その面での精神内容を明らかにし、思想を確立してゆくことは当然必要となつてくるのであり、西の仕事はこちらに向けら

事に至る迄、親切丁寧に諭し教へ賜ひたるものにして、字々金玉にあらざるは無く、軍人の一日も離る可らざる萬世不易の信經たり、「『帝國陸軍史』田辺元一郎 帝國軍友会 明44・2」と見做されるようになっている。

「軍人勅諭」の内容は、山縣の命で西が起案、やがて井上毅もこれに参劃、山縣の加筆もあり、最終的に福地源一郎が訓諭的に書き改めた。

『明治天皇紀』第五巻（昭和46年3月）には、

「近時自由民権の説大に盛なるに及び、不平の激徒之れに和し、人心頗る動搖す、參議參謀本部長山縣有朋其の遂に軍隊に波及せんことを虞れ、軍人をして毅然として世の風潮の外に立たしめ、忠勇の精神を維持せしめんと欲し、聖詔を賜ひて之れを諭したまはんことを奏請」した。そして有朋は、「其の起草を參謀本部御用掛西周に命ぜしが、周の稿するもの漢文の習氣ありて、稍々読み易からざるを以て」稿を改めさせたが、なお、意に満たなかつた。

それで、「更に東京日日新聞記者福地源一郎に属して之れを起草せし」めた。「稿を脱するに及び、參事院議官井上毅・同院御用掛箕輪醇をして修正せしめ、有朋自ら亦筆削す」と、やや詳しく、起案者、起草者、修正者の名を明らかにしている。

西周と鷗外の関係は、周の父の覚馬が森家の出で、西家の養嗣となり、時義と改名。森家の方は、弟の秀庵が継いだ。ところが、秀庵が脱藩したので、佐佐田綱淨が婿として入り、貴島又右衛門の娘のせ、以が綱淨の嫁となつた。この、綱淨、せ以の娘が鷗外の母のみね、

である。覚馬と綱淨とは血のつながりはないけれども兄弟であり、周とミネは従妹ということになる。

こうした両家の関係から、鷗外は、明治五年の十月から周のもとに寄寓し、本郷の進文学舎に通つて、ドイツ語を学んでいる。この頃、周は先に記したように、既に新政府、特に兵部省と関わりを持っていた。幕末からオランダに学び、百学を身につけ、「和漢洋三学を論じて唯一の道理に歸す」実力を身につけており、鷗外はこの学識と、教育観の圈内に置かれたことになったのである。

周の教育方法について、相沢英次郎は、「西周男と鷗外博士」（「心の花」大正15・6）の中で、

「教育に關しては進んだ考え方をもつて、勃平君に單語を教授するに、实物を用ひられたことである」

「私が鶏を見て繪を書いて居るのを見て、繪をかくなら实物を見てかゝなければいけぬ、繪が好きなら壽さんの様に川上の處に入門させてやらうかと云はれたことがある。謂ゆる今日の寫生を將勵せられたのである。」

と伝えており、実を知るという科学性につながる基本的な姿勢を教え、同時に、その才能を伸ばすという柔軟な指導を日常に示していたことがわかる。

鷗外の生活実感としては、本郷壱岐殿坂にある進文学舎へ、

「向島からは遠くて通はれないといふので、その頃神田小川町に住まつてをられた、お父様の先輩の東先生といふ方の内に置いて貢つて、そこから通つた。」

森鷗外と「軍人勅諭」

—智と徳行の必要—

松井利彦

森鷗外は、『西周伝』の中で、勝海舟の談話として、

「一日山縣有朋、山田顯義と俱に予が家に至りて商議する所あり。予周を推薦す。有朋乃ち奏し請ひてこれを徵す。故に周の陸軍省及參謀本部に在るや、有朋義邦を見るごとに其能を稱し、義邦が推稱の虚からざりしを歎ずという。」

という、西が陸軍に入ることになった事情を紹介し、有朋の信頼が厚かつたことにも触れている。

明治五年の二月二十七日に、兵部省が分れて陸軍省、海軍省となつたので、西は同じ月の三十日に陸軍大丞に任命された。陸軍大輔は山縣有朋である。六年に、陸軍省第一局第六課長、七年には、參謀局第三課長も兼ねている。この年の八月官制の改正により、陸軍省四等出仕となつている。

一時、宮内省御用掛となつたが、明治十年一月、官制改正により、改めて陸軍省四等出仕となり、參謀局と関わりを深め、明治十一年、參謀局が廃止となつたあと、參謀本部出仕となつている。直後、陸軍を退くが、明治十二年の一月に再び陸軍省御用掛となり、參謀局出仕となつている。

候也」

という指令がとどくのは、明治三年の九月二十日で、二十八日には、^{註1}兵部省出仕少丞准席に任命され、陸軍省翻訳局に席を置いた。翌四年四月には兵部小丞、七月に兵部権大丞、八月に兵部大丞に任命されている。

「此勅諭は畏くも我が國の大義、軍制の根本より軍人日常の行